

北上市教育委員会告示第1号

重要文化財多聞院伊澤家住宅保存活用計画策定等委員会要綱を次のように定める。

令和6年1月29日

北上市教育委員会教育長 平 野 憲

重要文化財多聞院伊澤家住宅保存活用計画策定等委員会要綱

(設置)

第1 重要文化財多聞院伊澤家住宅（以下「多聞院伊澤家住宅」という。）の保存及び活用に関する計画（以下「保存活用計画」という。）を策定し、並びに保存修理及び整備を適切に実施するため、重要文化財多聞院伊澤家住宅保存活用計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること。
- (2) 保存活用計画に基づく多聞院伊澤家住宅の保存修理及び整備の実施に関すること。
- (3) その他多聞院伊澤家住宅の保存及び活用に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員7人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域の代表者
- (3) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、教育長が招集する。

2 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、教育委員会教育部文化財課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。